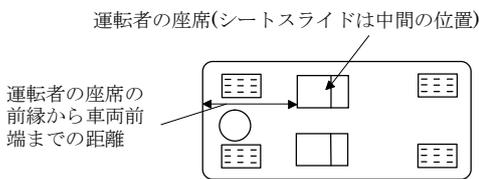


第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>7-30 オフセット前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能 7-30-1 性能要件（書面等による審査）</p> <p>(1) 自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R94-04-S1 の5. (5.2.6. から5.2.8. を除く。)及び6. に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、貨物の運送の用に供する軽自動車にあっては、ダミーの搭載時における座席の前後方向の位置及びダミーの骨盤骨の角度の調整について、細目告示別添23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める方法によることができる。(保安基準第18条第3項関係、細目告示第22条第9項関係、細目告示第100条第10項関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車 ② 車両総重量3.5tを超える専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車 ③ 車両総重量2.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車 ④ ①から③までのいずれかの自動車の形状に類する自動車 ⑤ 二輪自動車 ⑥ 側車付二輪自動車 ⑦ 大型特殊自動車 ⑧ 被牽引自動車 <p>(2) 次に掲げる車枠及び車体であって、かつ、そのオフセット衝突時の衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。</p> <p>ただし、7-12-1-2(1)が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものは、この基準に適合しないものとする。(細目告示第100条第10項関係)</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>【表示】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 運転者席より前方の部分が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体 ② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられているオフセット前面衝突時の乗員保護装置と同一の構造を有する車枠及び車体又はこれに準ずる性能を有する車枠及び車体 ③ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けたオフセット前面衝突時の乗員保護装置と同一の構造を有する車枠及び車体又はこれに準ずる性能を有する車枠及び車体 ④ 試験成績書（写しをもって代えることができる。）により(1)の基準に適合することが明らかな車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体 <p>(3) 4-18ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(1)の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。(細目告示第100条第11項関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 次に掲げる全ての事項に該当する装置 <ol style="list-style-type: none"> ア 運転者席（当該座席が前後に調整できるもの 	<p>8-30 オフセット前面衝突時の車枠及び車体の乗員保護性能 8-30-1 性能要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、視認等その他適切な方法により審査したときに、当該自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれが少ない構造でなければならない。(保安基準第18条第3項関係、細目告示第178条第9項関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車 ② 車両総重量3.5tを超える専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車 ③ 車両総重量2.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車 ④ ①から③までのいずれかの自動車の形状に類する自動車 ⑤ 二輪自動車 ⑥ 側車付二輪自動車 ⑦ 大型特殊自動車 ⑧ 被牽引自動車 <p>(2) 車枠及び車体の前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。</p> <p>ただし、7-12-1-2(1)が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものは、この基準に適合しないものとする。(細目告示第178条第9項関係)</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>【表示】</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
<p>は、中間位置とする。)の座席最前縁から車両前端までの車両中心線に平行な水平距離が 750mm 以上であるもの (参考図)</p> <div style="text-align: center;">  <p>運転者の座席(シートスライドは中間の位置)</p> <p>運転者の座席の前縁から車両前端までの距離</p> </div> <p>イ 運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の前方にある部分の表面が、衝撃を緩衝する材料で覆われ、かつ、鋭い突起を有していないもの</p> <p>② FMVSS 208 に適合するもの</p> <p>7-30-2 欠番 7-30-3 欠番 7-30-4 適用関係の整理 [オフセット前面衝突の適用除外] (1) 次に掲げる自動車については、7-30-5 (従前規定の適用①)の規定を適用する。(適用関係告示第 15 条第 9 項及び第 10 項関係)</p> <p>① 次に掲げる専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの</p> <p>ア 平成 19 年 8 月 31 日以前に製作された自動車 イ 平成 19 年 9 月 1 日から平成 21 年 8 月 31 日までに製作された自動車 (平成 19 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。) ウ 平成 19 年 9 月 1 日から平成 21 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、平成 19 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車 (平成 19 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車と前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの並びに運転者席の前方の車枠及び車体に係る改造を行ったものに限る。)</p> <p>② 次に掲げる貨物の運送の用に供する自動車</p> <p>ア 平成 23 年 3 月 31 日以前に製作された自動車 イ 平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに製作された自動車 (平成 23 年 4 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。) ウ 平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに製作された自動車であって平成 23 年 4 月 1 日以降の型式指定自動車 (平成 23 年 3 月 31 日以前の型式指定自動車と前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの並びに運転者席の前方の車枠及び車体に係る改造を行ったものに限る。)</p> <p>[旧細目告示別添 104 適用] (2) 平成 24 年 6 月 30 日以前に製作された自動車については、7-30-6 (従前規定の適用②)の規定を適用する。(適用関係告示第 15 条第 11 項関係) [UN R94-01-S3 適用] (3) 次に掲げる自動車については、7-30-7 (従前規定の適用③)の規定を適用する。(適用関係告示第 15 条第 15 項及び第 16 項関係)</p> <p>① 電力により作動する原動機を有する自動車以外の</p>

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>8-30-2 欠番 8-30-3 欠番 8-30-4 適用関係の整理 [オフセット前面衝突の適用除外] (1) 次に掲げる自動車については、8-30-5 (従前規定の適用①)の規定を適用する。(適用関係告示第 15 条第 9 項及び第 10 項関係)</p> <p>① 次に掲げる専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの</p> <p>ア 平成 19 年 8 月 31 日以前に製作された自動車 イ 平成 19 年 9 月 1 日から平成 21 年 8 月 31 日までに製作された自動車 (平成 19 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。) ウ 平成 19 年 9 月 1 日から平成 21 年 8 月 31 日までに製作された自動車であって、平成 19 年 9 月 1 日以降の型式指定自動車 (平成 19 年 8 月 31 日以前の型式指定自動車と前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの並びに運転者席の前方の車枠及び車体に係る改造を行ったものに限る。)</p> <p>② 次に掲げる貨物の運送の用に供する自動車</p> <p>ア 平成 23 年 3 月 31 日以前に製作された自動車 イ 平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに製作された自動車 (平成 23 年 4 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。) ウ 平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに製作された自動車であって平成 23 年 4 月 1 日以降の型式指定自動車 (平成 23 年 3 月 31 日以前の型式指定自動車と前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの並びに運転者席の前方の車枠及び車体に係る改造を行ったものに限る。)</p> <p>[旧細目告示別添 104 適用] (2) 平成 24 年 6 月 30 日以前に製作された自動車については、8-30-6 (従前規定の適用②)の規定を適用する。(適用関係告示第 15 条第 11 項関係) [UN R94-01-S3 適用] (3) 次に掲げる自動車については、8-30-7 (従前規定の適用③)の規定を適用する。(適用関係告示第 15 条第 15 項及び第 16 項関係)</p> <p>① 電力により作動する原動機を有する自動車以外の</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

自動車（平成25年6月23日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。）

② 平成28年6月22日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車（平成26年6月23日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。）

[テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前]

(4) 平成29年1月31日以前に製作された自動車については、7-30-8（従前規定の適用④）の規定を適用する。（適用関係告示第15条第32項関係）

[UN R94-02-S5 適用]

(5) 次の表の区分に応じた自動車であって、次の各号に掲げるいずれかに該当する自動車については、7-30-9（従前規定の適用⑤）の規定を適用する。（適用関係告示第15条第27項関係）

① 「指定等年月日」以前に製作された自動車

② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車

イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車とオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

区分	指定等年月日	製作年月日
専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（車両総重量2.5t以下のものに限る。）	H30.8.31	R11.8.31
上記以外の自動車	R5.8.31	R11.8.31

[UN R94-03-S1 適用]

(6) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、7-30-10（従前規定の適用⑥）の規定を適用する。（適用関係告示第15条第38項関係）

① 「指定等年月日」以前に製作された自動車

② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（オフセット衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）

イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（オフセット衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（オフセット衝突時における乗車人員の保護に係る指定を

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）

自動車（平成25年6月23日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。）

② 平成28年6月22日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車（平成26年6月23日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。）

[テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前]

(4) 平成29年1月31日以前に製作された自動車については、8-30-8（従前規定の適用④）の規定を適用する。（適用関係告示第15条第32項関係）

[UN R94-02-S5 適用]

(5) 次の表の区分に応じた自動車であって、次の各号に掲げるいずれかに該当する自動車については、8-30-9（従前規定の適用⑤）の規定を適用する。（適用関係告示第15条第27項関係）

① 「指定等年月日」以前に製作された自動車

② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車

イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車とオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

区分	指定等年月日	製作年月日
専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（車両総重量2.5t以下のものに限る。）	H30.8.31	R11.8.31
上記以外の自動車	R5.8.31	R11.8.31

[UN R94-03-S1 適用]

(6) 次の表に掲げる区分に応じた自動車であって、次の各号のいずれかに該当する自動車については、8-30-10（従前規定の適用⑥）の規定を適用する。（適用関係告示第15条第37項関係）

① 「指定等年月日」以前に製作された自動車

② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（オフセット衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）

イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（オフセット衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。）であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車（オフセット衝突時における乗車人員の保護に係る指定を

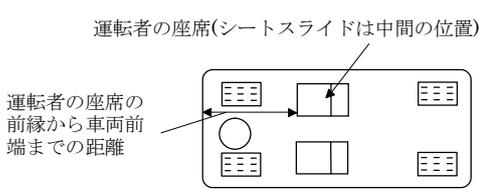
第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)												
<p>受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)と運転者室及び客室を取囲む部分(乗員保護装置を含む。)のオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</p> <p>ウ 指定自動車等以外の自動車</p> <p>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって出荷検査証(審査当日において発行後11か月を経過していないものに限る。)の発行日が「製作年月日」以前のもの</p> <p>④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの</p> <table border="1" data-bbox="169 600 778 707"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>指定等年月日</th> <th>製作年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動車</td> <td>R5.8.31</td> <td>R11.8.31</td> </tr> </tbody> </table> <p>【オフセット前面衝突の適用除外】</p> <p>7-30-5 従前規定の適用①</p> <p>次に掲げる自動車については、自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じた場合における乗車人員の保護性能に係る基準は適用しない。(適用関係告示第15条第9項及び第10項関係)</p> <p>① 次に掲げる専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人未満のもの</p> <p>ア 平成19年8月31日以前に製作された自動車</p> <p>イ 平成19年9月1日から平成21年8月31日までに製作された自動車(平成19年9月1日以降の型式指定自動車を除く。)</p> <p>ウ 平成19年9月1日から平成21年8月31日までに製作された自動車であって、平成19年9月1日以降の型式指定自動車(平成19年8月31日以前の型式指定自動車と前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの並びに運転者席の前方の車枠及び車体に係る改造を行ったものに限る。)</p> <p>② 次に掲げる貨物の運送の用に供する自動車</p> <p>ア 平成23年3月31日以前に製作された自動車</p> <p>イ 平成23年4月1日から平成28年3月31日までに製作された自動車(平成23年4月1日以降の型式指定自動車を除く。)</p> <p>ウ 平成23年4月1日から平成28年3月31日までに製作された自動車であって平成23年4月1日以降の型式指定自動車(平成23年3月31日以前の型式指定自動車と前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの並びに運転者席の前方の車枠及び車体に係る改造を行ったものに限る。)</p> <p>【旧細目告示別添104適用】</p> <p>7-30-6 従前規定の適用②</p> <p>平成24年6月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第15条第11項関係)</p> <p>7-30-6-1 性能要件(書面等による審査)</p> <p>(1) 自動車の車枠及び車体は、当該自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣</p>	区分	指定等年月日	製作年月日	自動車	R5.8.31	R11.8.31	<p>受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)と運転者室及び客室を取囲む部分(乗員保護装置を含む。)のオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</p> <p>ウ 指定自動車等以外の自動車</p> <p>③ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの</p> <table border="1" data-bbox="866 600 1476 707"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>指定等年月日</th> <th>製作年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動車</td> <td>R5.8.31</td> <td>R11.8.31</td> </tr> </tbody> </table> <p>8-30-5 従前規定の適用①</p> <p>7-30-5の規定を適用する。</p> <p>8-30-6 従前規定の適用②</p> <p>7-30-6の規定を適用する。</p>	区分	指定等年月日	製作年月日	自動車	R5.8.31	R11.8.31
区分	指定等年月日	製作年月日											
自動車	R5.8.31	R11.8.31											
区分	指定等年月日	製作年月日											
自動車	R5.8.31	R11.8.31											

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、平成19年1月30日付け国土交通省告示第89号による改正前の細目告示別添104「オフセット衝突時の乗員保護の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(2) 次に掲げる車枠及び車体であって、かつ、そのオフセット衝突時の衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。</p> <p>① 運転者席より前方の部分が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体</p> <p>② UN R94に適合する車枠及び車体</p> <p>③ 試験成績書(写しをもって代えることができる。)により(1)の基準に適合することが明らかな車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体</p> <p>(3) 4-18ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、7-30-1(3)の規定を適用する。</p> <p>[UN R94-01-S3 適用]</p> <p>7-30-7 従前規定の適用③</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第15条第15項及び第16項関係)</p> <p>① 電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車(平成25年6月23日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。)</p> <p>② 平成28年6月22日以前に製作された電力により作動する原動機を有する自動車(平成25年6月23日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車を除く。)</p> <p>7-30-7-1 性能要件(書面等による審査)</p> <p>(1) 自動車(次に掲げるものを除く。)の車枠及び車体は、当該自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R94-01-S3の5.及び6.に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、貨物の運送の用に供する軽自動車にあっては、ダミーの搭載時における座席の前後方向の位置及びダミーの骨盤骨の角度の調整について、細目告示別添23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める方法により行うことができる。</p> <p>① 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上のもの</p> <p>② ①の自動車の形状に類する自動車</p> <p>③ 車両総重量2.5tを超える自動車</p> <p>④ ③の自動車の形状に類する自動車</p> <p>⑤ 二輪自動車</p> <p>⑥ 側車付二輪自動車</p> <p>⑦ 大型特殊自動車</p> <p>⑧ 被牽引自動車</p> <p>(2) 次に掲げる車枠及び車体であって、かつ、そのオフセット衝突時の衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。</p> <p>① 運転者席より前方の部分が指定自動車等と同一の</p>	<p>8-30-7 従前規定の適用③</p> <p>7-30-7の規定を適用する。</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)									
<p>構造を有する車枠及び車体</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられているオフセット前面衝突時の乗員保護装置と同一の構造を有する車枠及び車体又はこれに準ずる性能を有する車枠及び車体</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けたオフセット前面衝突時の乗員保護装置と同一の構造を有する車枠及び車体又はこれに準ずる性能を有する車枠及び車体</p> <p>④ 試験成績書(写しをもって代えることができる。)により(1)の基準に適合することが明らかな車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体</p> <p>(3) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置については、7-30-1(3)の規定を適用する。</p> <p>[テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前]</p> <p>7-30-8 従前規定の適用④</p> <p>平成29年1月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第15条第32項関係)</p> <p>7-30-8-1 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 7-30-1(1)に同じ。</p> <p>(2) 次に掲げる車枠及び車体であって、かつ、そのオフセット衝突時の衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。</p> <p>① 7-30-1(2)①に同じ。</p> <p>② 7-30-1(2)②に同じ。</p> <p>③ 7-30-1(2)③に同じ。</p> <p>④ 7-30-1(2)④に同じ。</p> <p>(3) 7-30-1(3)に同じ。</p> <p>[UN R94-02-S5 適用]</p> <p>7-30-9 従前規定の適用⑤</p> <p>次の表の区分に応じた自動車であって、次の各号に掲げるいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第15条第27項関係)</p> <p>① 「指定等年月日」以前に製作された自動車</p> <p>② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車</p> <p>イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車とオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</p> <table border="1" data-bbox="172 1776 782 2022"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>指定等年月日</th> <th>製作年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車(車両総重量2.5t以下のものに限る。)</td> <td>H30.8.31</td> <td>R11.8.31</td> </tr> <tr> <td>上記以外の自動車</td> <td>R5.8.31</td> <td>R11.8.31</td> </tr> </tbody> </table> <p>7-30-9-1 性能要件(書面等による審査)</p> <p>(1) 自動車(次に掲げるものを除く。)の車枠及び車体は、当</p>	区分	指定等年月日	製作年月日	専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車(車両総重量2.5t以下のものに限る。)	H30.8.31	R11.8.31	上記以外の自動車	R5.8.31	R11.8.31	<p>[テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前]</p> <p>8-30-8 従前規定の適用④</p> <p>平成29年1月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第15条第31項関係)</p> <p>8-30-8-1 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 8-30-1(1)に同じ。</p> <p>(2) 車枠及び車体の前面からの衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。</p> <p>[UN R94-02-S5 適用]</p> <p>8-30-9 従前規定の適用⑤</p> <p>7-30-9の規定を適用する。</p>
区分	指定等年月日	製作年月日								
専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車(車両総重量2.5t以下のものに限る。)	H30.8.31	R11.8.31								
上記以外の自動車	R5.8.31	R11.8.31								

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>該自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R94-02-S5 の 5. (5.2.8.を除く。) 及び 6. に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、貨物の運送の用に供する軽自動車にあつては、ダミーの搭載時における座席の前後方向の位置及びダミーの骨盤骨の角度の調整について、細目告示別添23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める方法によることができる。</p> <p>① 7-30-1 (1) ①に同じ。 ② 7-30-1 (1) ②に同じ。 ③ 7-30-1 (1) ③に同じ。 ④ 7-30-1 (1) ④に同じ。 ⑤ 7-30-1 (1) ⑤に同じ。 ⑥ 7-30-1 (1) ⑥に同じ。 ⑦ 7-30-1 (1) ⑦に同じ。 ⑧ 7-30-1 (1) ⑧に同じ。</p> <p>(2) 7-30-1 (2) に同じ。 (3) 7-30-1 (3) に同じ。</p> <p>[UN R94-03-S1 適用] 7-30-10 従前規定の適用⑥</p> <p>次の表に掲げる区分に応じた自動車であつて、次の各号のいずれかに該当する自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第15条第38項関係)</p> <p>① 「指定等年月日」以前に製作された自動車 ② 「指定等年月日」の翌日から「製作年月日」までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの</p> <p>ア 「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車(オフセット衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)</p> <p>イ 「指定等年月日」の翌日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車(オフセット衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)であつて、「指定等年月日」以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車(オフセット衝突時における乗車人員の保護に係る指定を受けた特定共通構造部を備えたものに限る。)と運転者室及び客室を取囲む部分(乗員保護装置を含む。)のオフセット衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの</p> <p>ウ 指定自動車等以外の自動車</p> <p>③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であつて出荷検査証(審査当日において発行後11か月を経過していないものに限る。)の発行日が「製作年月日」以前のもの</p> <p>④ 使用の過程にある多仕様自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が「製作年月日」以前のもの</p>	<p>[UN R94-03-S1 適用] 8-30-10 従前規定の適用⑥</p> <p>7-30-10の規定を適用する。</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査			第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)		
	区分	指定等年 月日	製作年月 日		
	自動車	R5. 8. 31	R11. 8. 31		
7-30-10-1 性能要件（書面等による審査）					
<p>(1) 自動車（次に掲げるものを除く。）の車枠及び車体は、当該自動車の前面のうち運転者席側の一部が衝突等により変形を生じた場合において、運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の乗車人員に過度の傷害を与えるおそれが少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R94-03-S1 の 5. (5. 2. 6. から 5. 2. 8. を除く。) 及び 6. に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、貨物の運送の用に供する軽自動車にあっては、ダミーの搭載時における座席の前後方向の位置及びダミーの骨盤骨の角度の調整について、細目告示別添 23「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める方法によることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車 ② ①の自動車の形状に類する自動車 ③ 車両総重量 2. 5t を超える自動車 ④ ③の自動車の形状に類する自動車 ⑤ 二輪自動車 ⑥ 側車付二輪自動車 ⑦ 大型特殊自動車 ⑧ 被牽引自動車 <p>(2) 次に掲げる車枠及び車体であって、かつ、そのオフセット衝突時の衝撃吸収性能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。</p> <p>ただし、7-12-1-2 (1) が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものは、この基準に適合しないものとする。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>【表示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 運転者席より前方の部分が指定自動車等と同一の構造を有する車枠及び車体 ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられているオフセット前面衝突時の乗員保護装置と同一の構造を有する車枠及び車体又はこれに準ずる性能を有する車枠及び車体 ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けたオフセット前面衝突時の乗員保護装置と同一の構造を有する車枠及び車体又はこれに準ずる性能を有する車枠及び車体 ④ 試験成績書（写しをもって代えることができる。）により (1) の基準に適合することが明らかな車枠及び車体と同一の構造を有する車枠及び車体 <p>(3) 4-18 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める装置は、(1) の基準にかかわらず、次に掲げるものであればよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 次に掲げる全ての事項に該当する装置 <ul style="list-style-type: none"> ア 運転者席（当該座席が前後に調整できるものは、中間位置とする。）の座席最前縁から車両前端までの車両中心線に平行な水平距離が 750mm 以上であるもの 					

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>(参考図)</p> <p>運転者の座席(シートスライドは中間の位置)</p>  <p>運転者の座席の前縁から車両前端までの距離</p> <p>イ 運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席の前方にある部分の表面が、衝撃を緩衝する材料で覆われ、かつ、鋭い突起を有していないもの</p> <p>② FMVSS 208 に適合するもの</p>	